

こんな年金が受けられます

年金の種類	こんなとき	受けられる資格	請求に必要なもの
老齢基礎年金	国民年金に加入して受給資格期間を満たした人が65歳になったとき	原則として、保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年以上ある人が、65歳になったときに支給されます	年金手帳・印鑑・住民票の写し・金融機関または郵便局の通帳・ほかの年金を受けているときは、年金証書
障害基礎年金	国民年金加入中に初診日があり年金法で定めた1・2級の障害の状態になったとき	(1)初診日が被保険者期間中であること。ただし、60歳以上65歳未満の期間中に初診日がある人は、被保険者期間中であってもよい (2)障害認定日などにおいて、政令で定める一定程度の障害の状態にあること (3)一定の保険料納付要件を満たしていること。ただし、被保険者でない20歳前の初診日の傷病により障害の状態になった人は、保険料納付要件は問われません	年金手帳・印鑑・住民票の写し・所定の診断書・申立書・受診状況証明書・金融機関または郵便局の通帳・ほかの年金を受けているときは、年金証書
遺族基礎年金	国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき	(1)死亡した人によって生計を維持されていた子(18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子または、20歳未満で1・2級の障害の状態にある子)のある人または子に支給されます (2)一定の保険料納付要件を満たしていること	年金手帳・印鑑・死亡診断書・戸籍謄本・住民票の写し・金融機関または郵便局の通帳・ほかの年金を受けているときは、年金証書・在学証明書・所得(非課税)証明
寡婦年金	老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡したとき	(1)10年以上の継続していた婚姻関係がある妻 (2)一定の保険料納付要件を満たしていること (3)夫によって生計を維持されていたこと (4)夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受けたことがないこと	年金手帳・印鑑・死亡診断書・戸籍謄本・住民票の写し・金融機関または郵便局の通帳・ほかの年金を受けているときは、年金証書・所得(非課税)証明
死亡一時金	第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある人が年金を受けずに死亡したとき	死亡したときに生計を同一にしていた遺族(配偶者、子など)。ただし、遺族基礎年金・寡婦年金を受けるときは、支給されません	年金手帳・印鑑・住民票の写し・戸籍謄本・金融機関の通帳

※請求の際には、ほかにも必要な書類がある場合もありますので、事前によく確認の上、手続きを行ってください

後期高齢者医療制度

② 保険年金課 後期高齢者医療グループ ☎870-9629

75歳以上(65歳以上で一定の障害があると認定された人で希望者)になると、「後期高齢者医療制度」で医療機関にかかることとなります。

◆受診時の自己負担割合

自己負担割合は所得に応じて1~3割となり、被保険者証に記載しています。

◆後期高齢者医療保険料

保険料は世帯単位ではなく、被保険者一人ひとりが納めることとなります。

納付方法は次の2種類があります。納付方法によって納付回数異なりますが、納付する保険料の年額は同じです。

特別徴収

原則として、年額18万円以上の年金受給者は年金からの天引きで保険料を納めていただきます。毎年度4月から翌年2月までの6回の年金支給の際に保険料を天引きします。特別徴収は6月、8月、10月から開始されることもあり、この場合は特別徴収開始月から翌年2月までの年金支給月の回数で年間の保険料を納めていただきます。

年金額が年額18万円以上であっても、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人や、そのほか事情のある人は普通徴収となります。

特別徴収を口座振替による普通徴収に変更することもできます。ご希望の場合は保険年金課後期高齢窓口でご相談ください。

普通徴収

特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替などで保険料を納めていただきます。普通徴収の納期は毎年7月から翌年3月までの9回です。

後期高齢者医療保険料を口座振替で納めていただくには、後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険税などを口座振替で納めていただいていた場合も別途、金融機関で手続きが必要です。

◆広域連合との役割分担

後期高齢者医療制度の事務は、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して行います。基本的な役割分担は次のとおりです。

広域連合…制度の運営

1. 被保険者の資格認定・管理
2. 保険料の決定
3. 医療給付
4. 保健事業(健診など)

市区町村…窓口業務

1. 保険料の徴収
2. 被保険者証の引き渡し
3. 各種届け出・申請の受付

福祉

障害者の福祉

② 障害福祉課 ☎870-9630 FM873-3838

◆身体障害者手帳

事故や病気などで身体に障害のある人を対象に身体障害者手帳(1級~6級)の申請を受け付けています。

該当する障害

視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能に障害のある人

◆療育手帳

知的障害がある人を対象に療育手帳(A・B1・B2)の申請を受け付けています。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活上の制約のある人を対象に精神障害者保健福祉手帳(1・2・3級)の申請を受け付けています。

◆特別障害者手当など

手当の種類	金額	対象者など
特別障害者手当	月額 27,300円 (令和4年度)	身体または精神に著しく重度で継続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の人。施設入所者と長期入院者を除く。所得制限あり
障害児福祉手当	月額 14,850円 (令和4年度)	身体または精神に重度で継続する障害があるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の人。施設入所者を除く。所得制限あり
大阪府重度障害者在宅介護支援給付金	月額 10,000円	身体障害者手帳1・2級と療育手帳Aをあわせもつ重度障害者(児)と同居する介護者。施設入所者と長期入院者、特別障害者手当受給者を除く

◆自立支援医療

更生医療 18歳以上の身体障害者手帳の所持者対象

更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障害を軽減し、障害の進行を防ぐことを目的として医療費の支給が受けられます。ただし、原則として医療費の1割が自己負担です。また、所得に応じて自己負担の上限額が定められています(所得制限あり)。

育成医療 18歳未満の児童対象

育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障害を軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、原則として医療費の1割が自己負担です。また、所得に応じて負担の上限額が定められています(所得制限あり)。

◆自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患の治療のための通院医療費を軽減します。自己負担額は原則1割となります。また、所得に応じて自己負担の上限額が定められています(所得制限あり)。

◆補装具

身体上の障害を補うための用具が必要と認められる人を対象に次の用具が交付されます(介護保険法適用者は、介護保険制度が優先する用具もあります)。自己負担額は原則1割となります(所得制限あり)。また、所得に応じて自己負担額の上限が定められています。

- 肢体不自由者用:義肢・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえなど
- 視覚障害者用:視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
- 聴覚障害者用:補聴器

◆日常生活用具

在宅の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)、難病患者などに対して福祉用具の給付などを行います(介護保険適用者は、介護保険制度が優先する用具もあります)。自己負担額は原則1割となります(所得制限あり)。用具の種目に応じて対象制限があります。また、所得に応じて自己負担額の上限が定められています。

〈広告〉

◆**重度障害者住宅改造助成事業**

② 高齢介護室 高齢支援グループ ☎870-0513

日常生活動作に不便・不自由を感じている重度障害者がいる世帯で、住宅改造によって自立性の向上や介護負担の軽減が図られるなど、その必要性が認められる場合に、おおむね50万円(上限80万円)の住宅改造費の助成を行っています。介護保険法(住宅改修)・障害者総合支援法(日常生活用具給付)などの利用が優先され、申請にはいくつかの条件があります。

詳しくは、お問い合わせください。

対象者

重度障害者(重度知的障害者、身体障害者手帳1・2級、下肢・体幹機能障害3級を所有している人)。所得制限あり。

◆**障害者総合支援法**

個々の障害のある人の状況に応じて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。対象者、サービス内容、利用者負担額など、詳しくはご相談ください。

種類	内容
自立支援給付	居宅介護、同行援護、生活介護、就労支援、短期入所、グループホーム、施設入所などのサービスがあります。
地域生活支援事業	相談支援、移動支援、日中一時支援、意思疎通支援(手話通訳・要約筆記者派遣)、日常生活用具給付などのサービスがあります。

◆**その他**

種類	内容
重度障害者(児)福祉タクシー	重度の障害者(児)の社会参加などを支援するためタクシー運賃の一部を助成します(所得制限あり)。
障害者(児)訪問理容サービス	障害を理由に理容店に出向くことが困難な65歳未満の在宅の重度障害者(児)に対して訪問理容サービスを実施します。
あんしん通報装置の貸与	高齢者①をご参照の上、詳しくは障害福祉課へご相談ください。
福祉有償運送サービス	

〈 広告 〉



高齢者の福祉①

② 高齢介護室 高齢支援グループ ☎870-0513

◆**地域SOSカード登録システム**

一人暮らしの高齢者や75歳以上の人のみで構成される世帯の人などに緊急時の連絡先やかかりつけ医療機関などを記入した筒を配布し冷蔵庫に入れ救命活動に役立てます。また、登録情報は関係する支援機関によって日常の見守り活動や安否確認に活用されます。

◆**あんしん通報装置の貸与**

一人暮らしで75歳以上の高齢者または、65歳以上の持病などのため生活に不安を抱える高齢者・18歳以上の一人暮らし重度身体障害者の自宅にあんしん通報装置を設置します。緊急のときにボタンを押すことにより、あんしんセンターに通報し、速やかに救急体制が取られ不測の事態に備えます。

◆**在宅給食サービス**

65歳以上の人で食事作りが困難であり、次のいずれかの要件を満たす人に対して自宅まで昼食を届け、必要に応じて配膳をします(費用負担あり。食形態により所得制限あり)。

- 日に2回以上の見守りが必要な人
- 糖尿病や腎臓病のため医師の診断により食事制限が必要な人
- 噛み砕きや飲み込みの障害があり再調理が必要な人

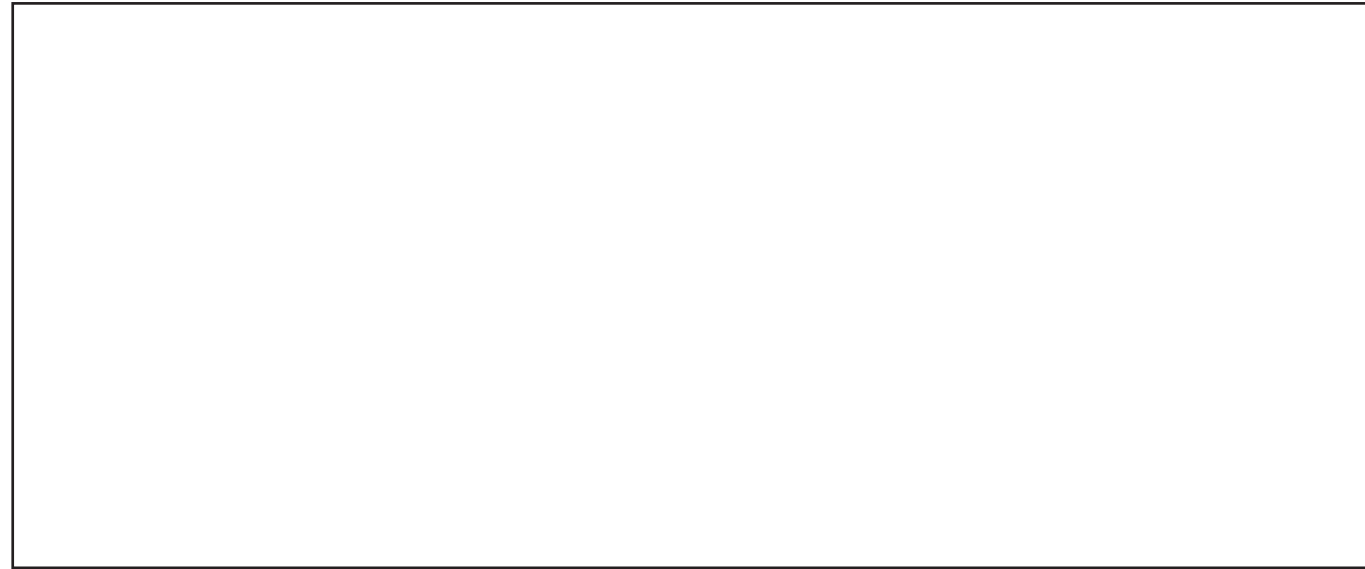
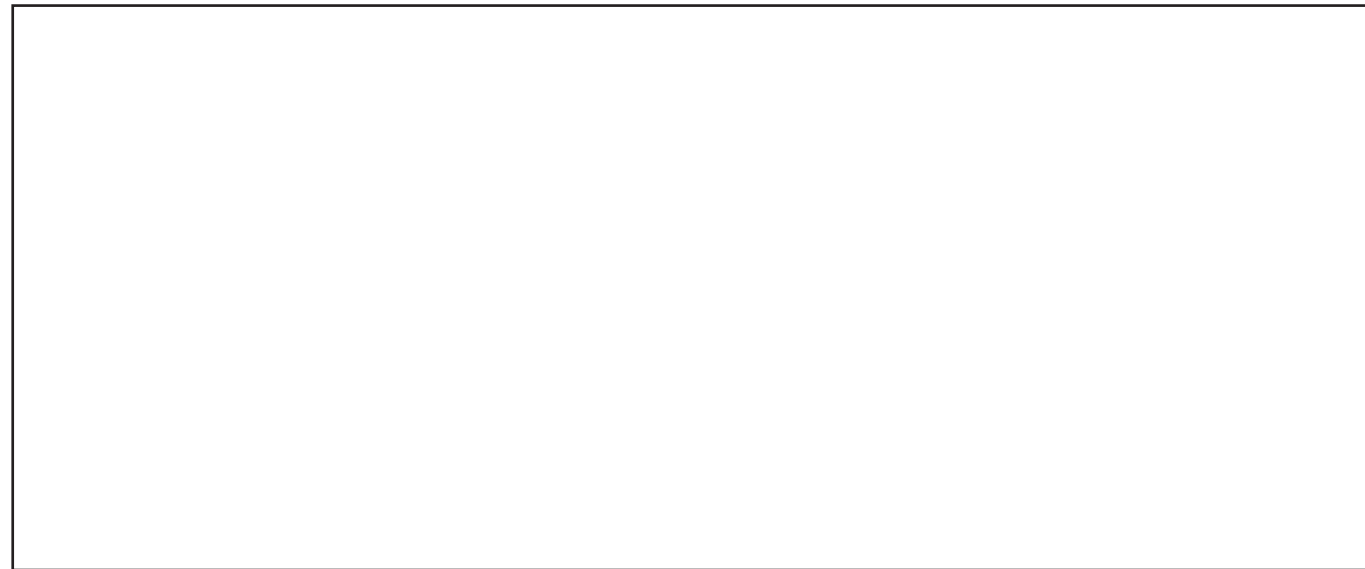
◆**福祉有償運送サービス**

介護認定を受けている人(総合事業対象者を含む)や、身体障害者手帳の交付を受けている人、またはけがなどで一人では公共交通機関を利用できない人を対象に、通常のタクシー代の半額程度で福祉車両による運送サービスが受けられます。日常生活の移動にも利用できます。

◆**訪問理容サービス事業**

介護保険の要介護認定で、要介護3～5に認定された65歳以上の高齢者または、要介護認定を受けていない人で身体障害者手帳1級または2級および療育手帳Aに該当する65歳以上の高齢者で、自力または介助により理容店を利用することが困難な人に対し、市が依頼した理容店が訪問し、理髪を行います(理容に掛かる費用は一部実費)。

〈 広告 〉



◆在日外国人高齢者給付金

昭和57年以前の旧国民年金制度では、外国人加入が認められなかったため、老齢年金などを受けることができない在日外国人(大正15年4月1日以前に生まれた人で、昭和57年1月1日から引き続き外国人登録をしている人)に対して、月額10,000円を支給します(他の給付を受けていないなど条件あり)。

◆金婚式へのご招待

結婚50年を迎える夫婦を対象に、祝詞を贈呈いたします。

◆日常生活用具給付(電磁調理器)

65歳以上の人のみの世帯で加齢による心身機能の低下に伴う出火の予防への配慮から必要と認められる生活保護世帯・市民税非課税世帯に電磁調理器を給付します(利用者負担あり)。

高齢者の福祉②

② 高齢介護室 高齢支援グループ ☎870-0513

◆高齢者の暮らし相談

訪問相談(家庭訪問)

保健師、理学療法士、社会福祉士などが、高齢者の介護、福祉、健康、医療などの相談に応じます。

◆迷い人キャッチメールシステム

認知症などのために迷い人となった人を地域ぐるみで早期に発見・保護するためのシステムです。迷い人となった人の情報を、登録いただいた個人の携帯電話アドレスにメールで配信して早期発見につなげます。認知症などで徘徊する恐れがあり、配信を依頼される場合は事前に登録が必要です。また、情報受信を希望される人は[daito1035@kk.88island.jp]に空メールを送り、返送されたメールに添付されたURLへアクセスして登録を行ってください(登録は無料ですが、通信費用は自己負担です)。

◆ふれあいデイハウス

民間非営利団体などが集会所や民家など既存の施設で昼食や創作活動など心身の健康増進を図るサービスを提供します(費用負担あり)。また、大東元気でまっせ体操や健口体操などが行われ、介護予防、閉じこもり予防の場となっています。

名称	所在地	電話番号
夢咲庵	南楠の里町14-28 イーストコートⅡ	☎879-0040
いきがい 粹我善	赤井三丁目5-11 ホーリーハート大東1階	☎874-1661

◆生活サポート事業

② 生活サポートセンター ☎812-6571

養成講座を受講し認定を受けた生活サポーター(ボランティア)が、高齢者宅で日常生活に関する支援を行う活動です。

〈広告〉



ダイトン ピンバッジ

ピンバッジお買い上げの方にダイトンの名刺もプレゼントします!
サイズ: 縦23mm×横20mm
販売価格: 1個 300円



販売場所 大東市役所 本庁1階 情報コーナー

大東市マスコットキャラクター 「ダイトン」のグッズを販売しています!

ダイトン シャープペンシル

ダイトンの可愛い顔のイラストが入ったシャープペンシルです!!
販売価格: 1本 150円

ダイトン キーチェーン

可愛いダイトンのキーチェーンです!!
販売価格: 1体 300円

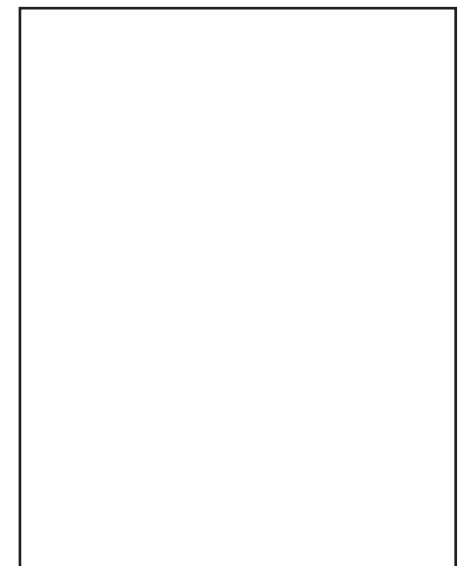
ダイトン クリアファイル

いろんなダイトンがプリントされたクリアファイル!!
※写真は表面と裏面を撮影したものであり、デザインは1種類です。
サイズ: A4
販売価格: 1枚 50円

ダイトン ゴルフマーカー

新発売

可愛いダイトンが入ったゴルフマーカーです!!
数量限定ですが阪奈カントリークラブでも販売しています。
販売価格: 1個 1,800円



民生委員児童委員・ コミュニティソーシャルワーカー

福祉政策課 福祉政策グループ ☎870-0435

◆民生委員児童委員

あなたの地域での最も身近な相談者です。
お住まいの地区担当民生委員が分からない場合は、福祉政策課へお問い合わせください。

◆コミュニティソーシャルワーカー

市内おおむね小学校区に「安心・いきいきネット相談支援センター」を設置してコミュニティソーシャルワーカー(CSW)と呼ばれる相談員を置いています。

相談員は、生活に関わるサービスや支援内容についての質問や疑問、困り事を伺います。また、専門機関などと協力しながら福祉のサービスや支援がスムーズに行われるようネットワーク(つながり)をつくり、誰もが住みやすい「街」に向けた取り組みを進めています。

相談は無料ですので、福祉に関する「困り事」をお気軽にご相談ください。

安心・いきいきネット相談支援センター

小学校区	事業所名	連絡先
北条	特定非営利活動法人 ほうじょう	☎862-3212
四条	特定非営利活動法人 大東野崎人権協会	☎879-8810
四条北、深野	特定非営利活動法人 あとからゆっく	☎813-7595
住道北、三箇	慶生会 住道	☎806-2880
泉、住道南	社会福祉法人 大東市社会福祉協議会	☎874-1082
灰塚		
南郷、氷野	暮らしいきいき館	☎875-8046
諸福	ホーリーハート大東	☎874-1661

生活困窮者自立支援制度

福祉政策課 暮らしサポート大東 ☎870-9664

◆自立相談支援事業

生活の困り事や不安を抱えている場合に、ご相談ください。相談支援員が、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、関係機関や地域のネットワークと連携し、寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。

◆住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った人、または失う恐れの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行っています。

◆大東市総合就労支援事業

生活が困窮している人および生活保護を受給している人を対象に相談から就職に至るまでの一貫した就労支援を行う事業です。専門的就労支援員を配置し、個別面談、意欲喚起、ニーズに応じた職業紹介、個別の求人開拓・面接対策、就労後の定着支援など、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行っています。

◆大東市若者等自立サポート事業

概ね15歳から39歳までのひきこもり・ニート・不登校状態にあるご本人や家族を対象として、大東市若者等自立サポート事業を実施しています。臨床心理士などの専門支援員が面談・訪問・居場所支援・学習支援などを通じて、基本的なコミュニケーション能力などを身に付けることにより、日常生活の自立から社会参加に至るまでの支援を行います。

◆大東市中高年ひきこもり支援事業

ひきこもりの状態にある中高年ご本人や家族を対象とした支援事業です。面談・訪問・居場所支援・職場体験等を通じて、一人ひとりの状態に応じた支援を行います。

◆家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に問題を抱える人からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、相談者が自ら家計管理できるよう必要な情報提供や専門的な助言・指導などの支援を行います。

健康・医療

健康診査および各種がん検診など

地域保健課 ☎874-9500

検(健)診(査)名	対象者 (受診日時時点で大東市に住民票登録がある人)	受診間隔	実施場所		検診内容	費用
			集団	個別		
特定健康診査	大東市国民健康保険に加入している満40歳以上75歳未満の市民(4月末日時点、対象者には4月末に受診券を郵送)	年度に1回 (4月末～翌年3月31日)	○	○	身体計測・診察・血圧測定・検尿・血液検査	無料
40歳未満健康診査	満15歳以上40歳未満の市民(職場などで定期健診を受けている人を除く)	年度に1回	○	○	身体計測・診察・血圧測定・血液検査	700円
肺がん検診	満40歳以上の市民	年度に1回	○	○	胸部レントゲン撮影(実物大)。 65歳以上の人は結核検診(無料)を含みます	400円
			○	○	喀痰検査 ※満50歳以上で必要と認められた人のみ	300円
子宮頸がん検診	満20歳以上の女性(対象者を年度ごとに和暦の奇数年・偶数年生まれに分けています)	2年度に1回	○	○	視診・内診・子宮頸部の細胞診	400円
乳がん検診	満40歳以上の女性(対象者を年度ごとに和暦の奇数年・偶数年生まれに分けています)	2年度に1回	○	○	マンモグラフィ	1,000円
胃がん検診(X線検査)	満50歳以上の市民	年度に1回	○	○	胃部レントゲン撮影(バリウム検査)	1,000円
ピロリ菌抗体検査	満50歳以上の胃がん検診(X線検査)を受診する市民で、過去に検査を受けたことがない希望者	生涯1回限り(胃がん検診(X線検査)と同時受診に限る)	○	○	血液検査	1,000円
胃がん検診(内視鏡検査)※1	①前年度3月31日時点で満50・55・60・65歳の市民 ②満50～70歳未満で胃がん検診(X線検査)が医師の判断により受診不可と判断された市民 ③満70歳以上の市民	①は5年度に1回 ②③は2年度に1回 (対象者を年度ごとに和暦の奇数年・偶数年生まれに分けています)	○	○	内視鏡検査	2,000円
大腸がん検診	満40歳以上の市民	年度に1回	○	○	便潜血反応検査	300円

大東市の
キャラクターを
ご紹介!!



大東市社会福祉協議会のキャラクター

ボラーナ

家族の 対象のサービス をまとめよう

家族が受けている公的支援やサービスを対象者ごとにまとめてみよう。

対象者	
手当	条件 金額等
給付	条件 金額等
支援	条件 サービス等
施設	住所 連絡先